

～ 世の中の確かな情報を鋭い視点でお届けします ～

## ふるさと納税ワンストップ特例と確定申告

総務省が発表した統計によれば、2017年度におけるふるさと納税額は、2,540億円ありました。また、住民税の寄附金税額控除の適用者数は、225万人で、このうち「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を適用した人は77万人いたようです。

### ◆ ふるさと納税ワンストップ特例制度

都道府県や市区町村(以下、自治体)へ行った寄附分を税金から差し引いてもらえることを「ふるさと納税」といいます。

この「ふるさと納税」を適用するには、原則として確定申告を行わなくてはなりません。

ただしサラリーマンなど、本来確定申告が不要な人については、寄附先の自治体に対して一定の申請手続きを行うことで、確定申告をすることなく、同等の扱いを受けることができます。

これを「ふるさと納税ワンストップ特例制度」といいます。

なお、この税金から差し引いてもらえるのは、2,000円を超える部分の寄附ですが、上限があります。

### ◆ 申請しても適用できないケース

この「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の申請については、手続きをしたとしても、適用できないケースがあります。それは、P2にある表1～3のいずれかに該当する場合です。

このような場合には、その寄附した年の全ての申請について適用ができません。

つまり原則に戻り、全ての寄附について確定申告を行う必要があります。

この場合の“全て”とは、既に申請をしている同年中の「ふるさと納税ワンストップ特例制度」分も含めることを意味しています。

確定申告の際に、含めることを忘れないようにしましょう。

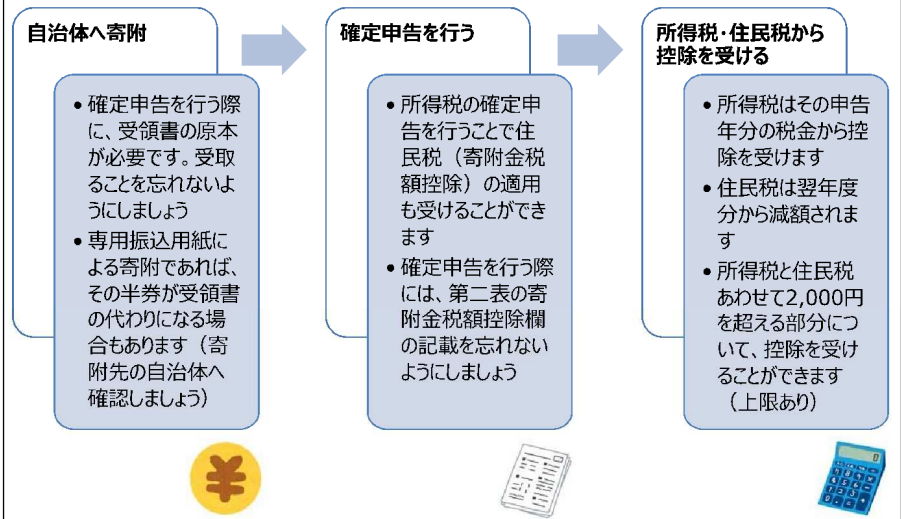
なお、現状「ふるさと納税」を行った際に受ける返礼品(謝礼)については、一時所得として認識されます。特に、その年において受取る返礼品の価値の合計が高額となる場合や、他に一時所得があるときには、ご留意ください。



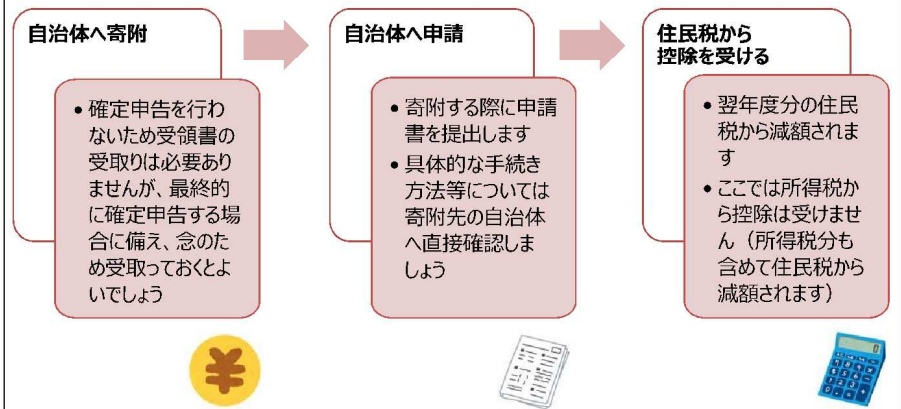
### CONTENTS

ふるさと納税  
 ワンストップ特例と確定申告…… P.1  
 働き方改革、中小1年猶予…… P.2  
 業種別にみる  
 企業の年間休日総数…… P.3  
 経営者のための  
 M&Aセミナーのご案内…… P.3  
 不動産に関連のある  
 各種「士業」の仕事…… P.4  
 所得・消費・贈与税  
 確定申告はお早目に！…… P.5  
 2、3月度の税務スケジュール…… P.5  
 今月の名言録…… P.6  
 ASAKからのお知らせ…… P.6  
 無料相談会実施中…… P.6

#### ○原則



#### ○ワンストップ特例制度



## 【ふるさと納税ワンストップ特例制度】…申請しても適用できないケース

1	確定申告をする …事業や2ヶ所給与等による申告、医療費控除や住宅ローン控除等を適用するための申告がある場合など
2	6団体以上に特例制度を申請した …5団体まででしたら適用できますが、5団体を超えてしまうと全て適用できないこととなります
3	寄附した翌年の1月1日の住所地が申請書に記載された市町村でなくなったにもかかわらず、変更の届出がされていない …寄附した翌年の1月10日までに申請先へ届け出れば適用が受けられます

## 働き方改革、中小1年猶予

厚生労働省は働き方改革関連法案の柱である時間外労働の上限規制と同一労働同一賃金の実施時期について、中小企業は現行の予定からいずれも1年延期する方針を決めました。残業規制は2020年度から、同一賃金は2021年度となります。大企業も同一賃金の適用時期を1年遅らせて2020年度としています。労働者の賃金表を見直すなど企業の準備に時間がかかることに配慮しています。

働き方改革法案は残業時間に年720時間までの罰則付き上限規制を設けることや、正規と非正規で不合理な待遇差をなくす同一労働同一賃金の実施、働いた時間でなく成果で評価する「脱時間給制度」の創設が柱となります。脱時間給制度と大企業の残業規制は予定通り2019年4月からとしています。

法案は昨秋の臨時国会で審議される予定でしたが、衆院選の影響で通常国会に持ち越されました。一部の野党は労働者を残業代の支払い対象から外す脱時間給制度などを踏まえ、「残業代ゼロ法案」と反対姿勢を明確にし、審議の焦点になっています。

厚労省が2017年に労働政策審議会(厚労相の諮問機関)でまとめた法案の要綱では、制度の適用は原則2019年4月からと明記し、同一賃金は中小企業のみ1年間の猶予期間を設けていました。

国会では予算案などの審議が優先されるため、労務管理の体制が十分でない企業は成立から施行までに十分な周知期間を求めています。現行の予定のままでは法案成立から施行まで1年を切る可能性が高くなっています。

中小企業は大企業と比べて人事や労務管理の担当者が少なく、人手不足が深刻になるなかで新たな人材の確保も難しくなっています。与党内でも中小の経営悪化を懸念する声が出ています。

同一労働同一賃金について、厚労省は法案成立後に運用の細部を詰める方針です。企業の経営者と労働組合はこれを踏まえて、春季労使交渉で具体的な協議を進めることになるようです。

これまで非正規社員にボーナスや手当を支払っていなかった企業は賃金体系を大きく見直さなければならないようになり、総人件費も膨らむ要因になります。正社員と非正規社員の格差が残る場合は、企業側に説明義務が生じるとのことです。

残業時間の上限規制についても、企業によっては人員再配置や雇用の拡大などで長時間労働を見直す対応が必要になります。これらについても、企業の対応が間に合わないことが懸念されており、厚労省はこれらを踏まえ施行時期を遅らせる方針を固めています。

残業規制、同一労働同一賃金ともに大企業と中小企業で適用時期がずれることにはなりません。人件費の負担増が遅れる中小企業に対し、大企業が部品などの調達価格の引き下げを求める可能性があり、既に働き方改革を自主的に進めている企業もあるため、実施時期が遅れることで企業間の格差が広がる恐れもあります。

大企業の同一労働同一賃金も1年延期 施行時期		
残業時間の 上限規制	大企業	(19年4月で変わらず)
	中小	20年4月
同一労働 同一賃金	大企業	20年4月
	中小	21年4月
脱時間給 制度	大企業	(19年4月で変わらず)
	中小	



## 業種別にみる企業の年間休日総数

「働き方改革」が進められる中、企業においても働き方に関する社内制度の見直しが必要になることがあると思います。ここでは、自社の現状把握のための参考資料として、業種別に年間休日に関するデータをみていきます。

### ◆100～109日の割合が最も高い

2017年12月に発表された調査結果によると、調査対象企業全体（以下、全体）の2017年の1企業平均年間休日総数は108.3日で、2016年より0.3日増加しました。労働者1人平均年間休日総数は113.7日で、2016年より0.1日少なくなりました。年間休日総数階級別では100～109日の割合が34.2%で最も高く、120～129日が27.7%で続いています。100～129日までの階級の企業割合が高いことがわかります。

### ◆120日を上回る業種も

年間休日総数階級別の割合を業種別にみると、120～129日が最も高い業種が多く、次いで100～109日が多くなりました。1企業平均年間休日総数は全体の108.3日を上回ったのが9業種で、労働者1人平均年間休日総数が全体の113.7日を上回ったのが8業種となりました。また、平均年間休日総数が120日を越える業種がある一方で、100日を下回る業種もみられます。貴社の年間休日総数は、業界平均と比較してどの程度だったのでしょうか。

	69日 以下	70～ 79日	80～ 89日	90～ 99日	100～ 109日	110～ 119日	120～ 129日	130日 以上	1企業平均 年間休日 総数	労働者1人 平均年間 休日総数
全体	1.2	3.5	6.0	9.9	<b>34.2</b>	16.1	27.7	1.2	108.3	113.7
鉱業、採石業、砂利採取業	-	0.7	7.8	15.6	<b>45.5</b>	14.8	15.6	-	105.8	110.2
建設業	1.4	2.8	18.5	14.5	<b>30.6</b>	7.4	23.3	1.5	104.7	113.1
製造業	-	0.7	3.4	9.3	28.2	28.4	<b>29.6</b>	0.5	111.7	117.8
電気・ガス・熱供給・水道業	-	2.4	1.2	2.4	10.8	21.3	<b>61.4</b>	0.5	117.0	120.8
情報通信業	0.2	-	-	0.8	8.0	10.0	<b>79.8</b>	1.3	121.1	121.7
運輸業、郵便業	2.1	10.6	13.7	21.4	<b>33.4</b>	5.0	12.5	1.4	99.3	104.3
卸売業、小売業	1.8	2.7	6.1	12.2	<b>41.3</b>	11.4	23.1	1.3	106.3	111.5
金融業、保険業	-	0.4	0.4	-	3.3	6.0	<b>88.2</b>	1.8	121.2	121.0
不動産業、物品賃貸業	1.2	0.3	6.5	11.6	28.8	9.4	<b>39.5</b>	2.8	110.8	114.3
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	2.5	16.1	11.8	<b>69.3</b>	0.3	118.8	120.8
宿泊業、飲食サービス業	5.2	15.3	9.6	12.0	<b>42.8</b>	8.1	5.8	1.2	97.7	102.0
生活関連サービス業、娯楽業	2.6	7.9	10.4	12.5	<b>47.0</b>	3.7	15.9	0.1	101.7	103.0
教育、学習支援業	0.1	3.0	5.7	5.0	26.2	17.5	<b>30.0</b>	12.6	113.8	116.1
複合サービス事業	0.5	0.5	3.4	13.7	14.8	16.0	<b>50.1</b>	0.9	113.0	122.6
サービス業（他に分類されないもの）	1.5	1.3	6.3	5.3	34.6	13.7	<b>36.3</b>	1.0	110.3	112.3

厚生労働省「平成29年就労条件総合調査の概況」より作成

## 経営者のためのM&Aセミナーのご案内

後継者不足や事業展開のスピード化が加速する中で、中小企業でもM&Aが経営戦略のひとつとして認識され、年商が1億円や2億円でも長年のノウハウ・商材或いは優良顧客やその販路などがポイントになり、多くの会社が譲渡されてきています。

弊社が推進する「友好的M&A」では、譲渡企業の社名は変えず、社員の方々は「人財」として全員継続雇用となることを前提としています。

それは、譲受企業がM&Aを成功させるためには、譲渡企業の「信頼あるブランド(社名)」や「経験豊かな社員」を今まで通り引き継ぐことが重要と考えているからです。

下記のセミナーは、実際に譲渡した企業と譲り受けた企業の各社長の生のお話が聞ける貴重な機会です。参加費は無料です。お気軽にご参加ください。



### 異業種によるM&A事例

日時	2月28日(水) 13:30～16:20 (受付 13:00～)
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 譲渡・譲受けを考える経営者に、いま伝えたいこと (AATJ株) 前代表取締役 畠山 祐聖 様)</li> <li>■ 中小企業M&amp;A 本当の成功ノウハウ (株)日本M&amp;Aセンター 常務取締役 大山 敬義)</li> </ul>
場所	名古屋マリオットアソシアホテル「タワーズボールルーム」(名古屋市中村区名駅1-1-4)
申込	当事務所へメールまたは電話でお申し込みください。 e-mail: info@asak.jp tel: 052-331-0135

# 不動産に関連のある各種「士業」の仕事

## ◆不動産に関連のある独占資格

不動産は同じものが二つとなく、法令に違反しない限り想像力と創意工夫で様々な使い方が可能であり、しかも多額の金銭が動くため、その取引には様々な資格を持つ人が関与します。しかし、一般の人からは個々の仕事の違いが分かりにくいのも事実で、今回は代表的な資格を中心に説明しましょう。

### ①宅地建物取引士

「宅建」と略して呼ばれることもあります。この資格がないと不動産仲介業が営めないため、業界では必須の資格です。合格率が15%程度と、かなり勉強しないと合格できない試験ですから、社内の処遇にも影響します。2015年4月1日より、従来の宅地建物取引主任者から名称が変わりました。

### ②司法書士

不動産仲介の場面では、不動産に関する所有権、抵当権などの権利の登記を当事者を代理して行うことができる資格です。「契約→決済→引渡し」と同時に登記ができるよう、通常は不動産売買の場面に同席することがほとんどです。その他にも、法律に関する事項を取り扱うことができるため、試験科目は何と11科目もあり、合格率は2~3%と狭き門となっています。

### ③土地家屋調査士

依頼を受け、土地や建物がどこにあって、どのような形で、数量はどれだけかを調査、測量して図面を作成し、不動産の表示の登記の申請手続きを行います。測量と登記の専門家と言ってもいいでしょう。

司法書士が登記簿の「甲区」「乙区」を扱うのに対し、土地家屋調査士は「表題部」と公図、地積測量図、建物図面を扱います。

### ④不動産鑑定士

依頼を受け、土地・建物の価格を調査し、不動産鑑定評価書を作成することができます。この不動産の鑑定評価は、不動産鑑定士だけができる独占業務となっています。試験は短答式試験、論文式試験があり、合格率は2~3%です。試験に合格後、1年から3年の間、実務修習を受け、最終の終了考査に合格して、ようやく不動産鑑定士として登録することができます。

### ⑤ファイナンシャルプランナー

相談者の夢や目標を達成するために、ライフスタイルや価値観、経済環境を踏まえながら、家族状況、収入と支出の内容、資産、負債、保険など、あらゆるデータを集めて、現状を分析します。そして、相談者の立場や、ライフイベントを考慮したうえで、長期的かつ総合的な視点で様々なアドバイスや資産設計を行い、併せてその実行を援助します。

また、必要に応じて、弁護士や税理士、社会保険労務士、保険・不動産の専門家、銀行・証券会社などの各分野の専門家のネットワークを活かしながらファイナンシャル・プランニングを行います。

## ●登記簿

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇〇-〇		全部事項証明書		(土地)	
【表題部】(土地の表示)		調製 平成〇〇年〇月〇日	地図番号	[空白]	
【不動産番号】	1234567890123				
【所在】	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 [空白]				
【①地番】	【②地目】	【③地積】 m <sup>2</sup>	【原因及びその日付】	【登記の日付】	
9999番3	宅地	100.00	9999番1から分筆	平成〇〇年〇月〇日	
【権利部(甲区)] (所有権に関する事項)					
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】	
1	所有権移転	平成〇〇年〇月〇日 第〇〇〇〇号	平成〇〇年〇月〇日売買	所有者 〇〇市〇〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇	
【権利部(乙区)] (所有権以外の権利に関する事項)					
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】	
1	抵当権設定	平成〇〇年〇月〇日 第〇〇〇〇号	平成〇〇年〇月〇日金銭 消費貸借同日設定	借権額 金〇〇〇〇万円 利息 年〇% 損害金 年〇〇% 年〇〇5日割計算 債務者 〇〇市〇〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇 抵当権者 〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号 株式会社 〇〇〇〇〇〇	

土地家屋調査士が扱う

司法書士が扱う

## 所得・消費・贈与税 確定申告はお早目に！

2017年度の個人所得税・消費税・贈与税の確定申告がはじまります。確定申告をされる方は、お早めに資料のご準備が必要です。

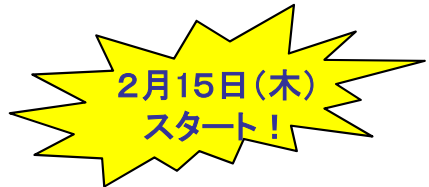
昨年度に当事務所にて申告させていただいた方には、個別に各担当者からご連絡させていただきますが、新規にご希望の方がおみえになりましたら、お早めにお知らせください。

なお、住宅ローン控除や医療費控除など税額還付が可能な申告について、過年度についても5年分は手続き可能なので、あきらめずにご確認ください。



### 確定申告が必要な方

- ① 事業所得や不動産所得がある方
- ② 給与の収入金額が2,000万円を超える方
- ③ 給与所得者で他の所得(給与、退職金を除く)が20万円を超える方
- ④ 給与を2か所以上から受けている方
- ⑤ 土地や建物を売却された方
- ⑥ 生命保険契約、損害保険契約等に基づく一時金や満期返戻金があった方
- ⑦ 有価証券の売却により利益がある方(特定口座を開設しており、源泉徴収をされている方は不要です)
- ⑧ 有価証券の売却により損失のある方(確定申告することにより損失を翌年以降の利益と相殺できます) など



## 2・3月度の税務スケジュール

内 容	期 限
1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 2月13日(火)
前年12月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税等・法人住民税)	申告期限 } 納 期 限 } 2月28日(水)
3・6・9・12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税)等	
6月決算法人の中間申告(半期分) (法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)	
法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)	
消費税年税額が400万円超の3・6・9月決算法人の3月毎の中間申告(消費税等)	
消費税年税額が4,800万円超の11・12月決算法人除く法人の1月毎の中間申告	
固定資産税(都市計画税)の納付(第4期分)	
内 容	期 限
2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 3月12日(月)
前年分所得税の確定申告、所得税確定損失申告書の提出、前年分贈与税の申告	申告期限 } 納 期 限 } 3月15日(木)
前年分所得税の総収入金額報告書の提出、確定申告税額の延納の届出書の提出	
国外財産調書の提出、個人都道府県民税・市町村民税・事業税(事業所税)の申告	
1月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税等・法人住民税)	申告期限 } 納 期 限 } 4月2日(月)
個人事業主の前年分の消費税・地方消費税の確定申告	
1・4・7・10月決算法人及び個人事業者の3月毎の期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)	
7月決算法人の中間申告(半期分)(法人税・消費税・法人事業税等・法人住民税)	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)	
消費税年税額が400万円超の4・7・10月決算法人の3月ごとの中間申告	
消費税年税額が4,800万円超の12・1月決算法人を除く法人の1月毎の中間申告(消費税・地方消費税)(11月決算法人は2ヶ月分)	

## 今月の名言録

### 苦しみも微笑みに

悲しいことやつらいことがあったとき、すぐ悲しんで、つらくなってちゃいけないだよ。

そういうことがあったとき、すぐに心に思わせねばならないことがあるんだ。

それは何だというと、すべての消極的な出来事は、我々の心の状態が積極的になると、

もう人間に敵対する力がなくなってくるものだという事なんだ。

だから、どんな場合にも心を明朗に、一切の苦しみをも微笑みに変えていくようにしてごらん。

そうすると、悲しいこと、つらいことのほうから逃げていくから。

人の運命というものは、油断すると、常に本能と手を組んで歩こうとしているものなんだ。

そして、消極的な出来事は絶えず、不用意な人々の周囲を徘徊してるんだよ。

だから、運命の力をほどよく制御したかったならば、自己の本能の分別ない行動を正しく制御しなきゃならない。

苦しいとか悩ましいとかいうのは、みんな本能の踊り子に自分の心がなっていたための結果だよ。

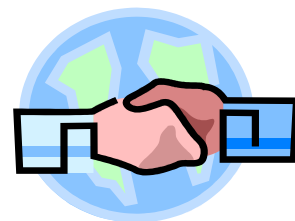
(「ほんとうの心の力」 中村天風著 PHP研究所)



## 無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きます様よろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいのかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

## ASAKからのお知らせ

### 来月号はお休みです！

次号のInsight Review(Vol. 142)は、業務上の都合により1ヶ月のお休みをいただき、2018年4月1日の発行を予定しています。ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

## 事務所のご案内

〒460-0022  
 名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階  
 TEL:052-331-0135  
 052-331-0145  
 FAX:052-331-0167  
<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、  
 下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美

